「移住促進事業」
10/18（日）12:30～15:00

1. 事業の目的と背景（なぜ行っているのか）



人口減少の抑制と地域の担い手確保



産業の維持や行政サービスの提供等のため、移住者の確保に取り組みます。

移住者確保のための4つのステップ









4つのステップを経て移住を推進します。

2. 事業内容（どのような取り組みをしているのか）

認知・関心から検討・定住までの支援



サイト運営、広告　フェア出展　支援金　住まい支援など多角的に実施。

多様な支援メニューの展開



地域おこし協力隊



結婚新生活支援



空き家バンク活用などを含みます。

3. 事業の結果と現状の課題
（どのような変化・現状があるか）

令和7年度の実績

移住世帯数	66世帯
移住相談件数	355件
移住支援制度の満足度	95%

事務負担の増大と窓口の課題



複雑な手続きが申請者・職員の負担となっています。





効果的に相談対応できる窓口の検討が必要な状況です。

Gemini Notebook

※AI生成イラスト

事業番号５

2026年度

事業シート（概要説明書）

予算事業名	**移住促進事業**	事業開始年度	2003年度
上位施策事業名	5-1-1　移住の促進、関係人口の創出	担当局・部名	地域政策部
根拠法令等	まち・ひと・しごと創生法第10条に基づく市町村総合戦略等	担当課･係名	地域企画課･企画調整係
事務区分	☑自治事務　　□法定受託事務	作成責任者	池本

実施の背景	地域の担い手確保、産業の維持（就業者･消費者）、行政サービスの提供（税収入等の確保）、地域資源の維持（空き家の発生抑制等）、地域の魅力向上･活性化等の観点から、地域における人口減少を抑制する必要があり、その手段の一つとして、（UIJターンを含む）移住者の確保に取り組む必要がある。
目　的 （何のために）	三原市の既存の環境（子育て・住まい・産業・暮らし）をベースに、「A 認知 → B 関心 → C 検討 → D 定住」の４つのステップを経て、移住者を確保する。

事業概要

対　象 （誰・何を対象に）	移住を検討している市外在住者（潜在層を含む）	対象者数（全住民に対する割合） －　人（　　％）
実施方法	☑直営	
	☑業務委託 又は □指定管理　（委託先又は指定管理者：㈱MCATほか　　）	
	☑補助金 〔直接・間接〕（補助先：個人　　実施主体：三原市　　）	
	□貸付（貸付先：　　）□その他（　　）	

事業内容（手段、手法など）

A 認知（三原への無関心層に魅力を伝える）
- A-1 移住定住ポータルサイト「すんでみはら。」の運営
- A-2 デジタルマーケティング業務による年3回のデジタル広告の配信
 - 2025年度の配信テーマ：移住体験ツアー（1回）、おためし地域おこし協力隊（2回）
 - 3大都市圏等を対象に、Google・Yahoo・Instagram・Facebook等の広告を配信
- A-3 移住定住ガイドブックの作成（3,000部）、配布（東京の移住相談窓口、移住フェア等）

B 関心（移住関心層を三原へ引き込む）
- B-1 移住定住フェアへの出展
 - （年3回（東京2回・大阪1回）、来場者数728人うち三原市対応92件）
- B-2 移住サポート業務による移住支援（移住フェアでの相談対応、
 - 二次相談として三原訪問者に対する現地案内（人・場所の紹介等、24組））
- B-3 お試し暮らし滞在費補助による三原への短期滞在支援（宿泊費、ﾚﾝﾀｶｰ費用）

C 検討（移住検討層を後押しする）
- C-1 移住支援事業（東京圏から移住し、県指定の中小企業等に就業又はテレワーク就業・起業した人（単身世帯　600千円、2人以上世帯　1,000千円ほか））
- C-2 結婚新生活支援事業（新婚世帯の新生活費用（住宅取得・賃貸・引越費用）を補助（夫婦ともに39歳以下で、合計所得が500万円未満など条件あり）300千円（29歳以下や移住者は加算があり最高1,000千円））
- C-3 就労・移住定住支援事業（市内の医療・介護等民間施設の新規就労者に対する奨励金　200千円（移住者は引越・家賃等分を最高460千円加算））
- C-4 地域おこし協力隊（地域外の視点から、地域づくりに関わる人材に対し、5,500千円/年を支援（謝金・補助）。最長3年間、現在9人（定員14人）。）

D 定住（移住者の定住を確実なものとする）
- D-1 ファーストマイホーム応援事業（市内で住宅を新規取得する若年層（40歳未満夫婦又は子育て世帯）に取得費用の一部を補助　上限1,000千円）
- D-2 空き家バンク運営事業（市内の空き家を紹介）
- D-3 空き家改修等支援事業（空き家バンクで空き家取得等を行った市外在住者に対する改修費補助　対象事業費の1/2（上限300千円））
- D-4 地域おこし協力隊起業補助事業
 - （協力隊の市内起業に対する補助　上限1,000千円）

E その他（愛着醸成によるUターン支援）
- E-1 高校生キャリア形成支援事業（高校生と地元企業の接点づくり（学校内授業、企業訪問）、高校生が市外のキャリア形成講座を受講する際の交通費支援）

関連事業 （同一目的事業等）	

			2026年度（予算）			2025年度（決算見込）			2024年度（決算）			2023年度（決算）						
コスト	事業費	事業費合計	136,932	千円		96,698	千円		96,752	千円		84,433	千円					
		事業費内訳 （2025年度分）	A 認知 A-1 移住定住ポータルサイト「すんでみはら。」　154千円（委託料） A-2 デジタルマーケティング業務　2,446千円（委託料） A-3 移住定住ガイドブックの作成、配布　900千円（委託料） B 関心 B-1 移住定住フェア・B-2 移住サポート業務　1,451千円（委託料） B-3 お試し暮らし滞在費補助　199千円（補助） C 検討 C-1 移住支援事業　2,600千円（補助） C-2 結婚新生活支援事業　7,263千円（補助） C-3 就労・移住定住支援事業　4,982千円（補助） C-4 地域おこし協力隊　50,718千円（謝金、補助、委託料等） D 定住 D-1 ファーストマイホーム応援事業　21,082千円（補助） D-2 空き家バンク運営事業　　302千円（使用料等） D-3 空き家改修等支援事業　2,342千円（補助） D-4 地域おこし協力隊起業補助事業　2,000千円（補助） E その他 E-1 高校生キャリア形成支援事業　0千円（2026年度（予算）　1,500千円（委託料）） E-2 その他　259千円															
	人件費	担当正職員	2.6	人	15,600	千円	2.2	人	13,200	千円	2.1	人	12,600	千円	2.8	人	16,800	千円
		臨時職員等	0.5	人	3,000	千円	0.1	人	600	千円	0.0	人	0	千円	0.0	人	0	千円
		人件費合計	3.1	人	18,600	千円	2.3	人	13,800	千円	2.1	人	12,600	千円	2.8	人	16,800	千円
	総事業費		155,532			千円	110,498			千円	109,352			千円	101,233			千円
財源内訳	国県補助金		9,875			千円	5,781			千円	12,549			千円	4,336			千円
		国県補助金の内容	空き家対策総合支援事業費補助金、地域少子化対策重点推進交付金、 地方創生移住支援事業費補助金															
	地方債		0			千円	0			千円	0			千円	0			千円
	その他の財源（使用料、手数料など）		0			千円	811			千円	486			千円	150			千円
		その他の財源の内容	定住者家賃補助返還金、就労・移住定住支援事業費補助清算返還金、 ファーストマイホーム購入費補助精算返還金															
	一般財源		145,657			千円	103,906			千円	96,317			千円	96,747			千円
	財源合計		155,532			千円	110,498			千円	109,352			千円	101,233			千円

事業実績	活動実績	【活動指標名】（実績値/目標値）	単位	2025年度	2024年度	2023年度
		移住ポータルサイト「すんでみはら。」セッション数（A-1、A-2）	件	50,667/50,000	59,480/50,000	52,565/50,000
		移住相談件数（B-1、B-2ほか）	件	355/465	319/465	433/465
		お試し暮らし滞在費補助件数（B-3）	件	15/37	18/30	18/30
		移住支援金の交付件数（C-1）	件	2/4	6/4	1/4
		結婚新生活支援補助の交付件数（C-2）	件	15/20	22/20	14/20
		就労・移住定住支援事業費補助の交付件数（C-3）	件	18/22	17/22	8/22
		地域おこし協力隊の配置人数（C-4）	人	9/9	9/9	8/9
		地域おこし協力隊活動終了後の定住者数（累計）（C-4）	人	15/13	10/13	10/13
		ファーストマイホーム応援事業補助金の交付件数（D-1）	件	31/35	25/35	25/35
		空き家バンクへの登録物件数（10年間の累計）（D-2）	件	312/300	296/300	260/300
		空き家バンクを通じたマッチング率（成約率）（累計）（D-2）	%	79.7/80	78.0/80	76.8/80
	単位当たりコスト	／				
事業成果	成果目標 （指標設定理由等）	市の制度をきっかけに移住に結びついた数が成果にふさわしいため「移住世帯数」を成果目標として設定した。				
	成果 （目標達成状況）	【成果指標名】（実績値/目標値）	単位	2025年度	2024年度	2023年度
		移住世帯数（人数）	世帯（人）	66/63（133）	60/60（122）	59/60（124）
		市の移住サポートに満足している人の割合	%	96/100	71/100	96/100
		移住支援制度の満足度	%	95/100	100/100	92/100
事業の自己評価（今後の事業の方向性、課題等）		1　複雑な制度・手続きで、申請者・職員の事務負担が大きく、申請者の期待に届かないことがある。できるだけシンプルな制度・手続きに改めることにより申請者の期待値をコントロールでき、申請者・職員の事務を効率化することができるのではないか。 例）・「100万円」を期待していたがもらえたのは70万円だった。 （ファーストマイホーム応援補助金） ・家賃や引越費用等の領収書を集めて申請する必要がある。 （就労・移住定住支援事業補助金ほか） 2　移住に関する相談対応は、一次相談は市職員が対応し、現地案内（二次相談）や移住フェア（東京・大阪）での対応は委託事業者が対応している。移住相談では、支援制度以外の多岐に渡る内容（市内のお店の情報、仕事、市内で活動している人に会いたい等）が寄せられており、市職員で十分に応えられないことがある。また、現地案内のために市が委託事業者に引き継ぐ際、情報が不足し、相談者に希望する条件・内容等を再度聞き取ることがある。 移住検討者との最初の接点である「一次相談」から現地案内等の「二次相談」までを円滑に引き継ぎ、効果的に対応できる窓口を検討することにより、相談者の満足度を高め、移住につながる可能性を高めることができるのではないか。				
比較参考値（他自治体での類似事業の例など）		1　市役所以外への移住相談窓口の設置（コンシェルジュ・サポートセンター等） 尾道市、竹原市、江田島市ほか				
特記事項		1　地域おこし協力隊に関する事業費（C-4、D-4）の財源はルール上「一般財源」ではあるが、ほぼ全額に対して地方交付税（特別交付税）が措置されている。 （2025年度　約50,000千円） 2　移住定住に関する事業費の一部は、地方交付税（特別交付税）が措置されている。 （2025年度　約 7,000千円）				

三原市の移住促進施策の全体像

A 知らせる → B 導く → C 繋ぐ・促す → D 支える

移住無関心層（魅力を伝える！）

まとめる

移住ポータルサイト「すんでみはら。」

＼ハピネスな移住・定住ライフスタイル／ すんでみはら。



三原市移住・定住ガイドブック



ローカルプロモーション動画

引き込む

デジタルマーケティング（WEB・SNS広告）



移住関心層（引き込む！）

オンライン

移住オンライン相談会

リアル



お試し暮らし滞在費補助（宿泊費、レンタカー費用）



移住定住フェア（東京・大阪）

移住検討層（後押し！）

移住支援補助



結婚新生活支援補助



就労・移住定住支援事業補助



地域おこし協力隊の配置

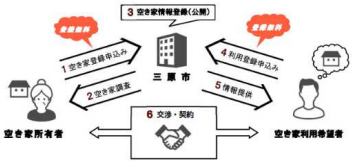




補助制度

移住達成層（定住！）

空き家バンク運営
空き家改修等支援事業



ファーストマイホーム応援補助



地域おこし協力隊起業補助



ファーストマイホーム応援事業補助金（事業の自己評価「１」の参考資料）

「最高100万円」の制度であるが、実態として100万円もらえるケースは少ない。

三原市ファーストマイホーム応援事業補助金のご案内

地域社会の活性化を図るため、三原市内において、新たに住宅を取得する若年層（４０歳未満の夫婦、子育て）世帯を応援します！



【概　要】　※契約前に申請が必要です。

概要は次のとおりですが、詳細な要件などについては、お問い合わせください。

対象世帯	40 歳未満の夫婦世帯または 15 歳未満の子がいる世帯　※パートナーシップ宣誓世帯も対象です	
	●移住世帯 ①交付申請時、世帯員全員が１年以上市外に在住している世帯 ②三原市に転入して３年以内かつ転入前に１年以上市外に在住していた世帯	●定住世帯 市が指定する分譲地・保留地を購入して住宅を新築または新規購入（中古住宅を除く）する世帯 【分譲地】あやめヶ丘 小泉玉城地区　【保留地】東本通地区
補助金額	限度額：１００万円　※ただし、次のうちいずれか低い額となります。	
	(1)　50 万円に、次の金額を加算した額 ア　新婚世帯（婚姻１年未満）　10 万円 イ　１５歳未満の子１人につき　10 万円 ウ　Ｕターン世帯（父母または祖父母が市内に居住している世帯）　10 万円 (2)　土地取得費用を除いた住宅取得費用の 10 分の１を乗じた額（千円未満を切り捨て）。さらに、中古住宅取得の場合、改修費用の２分の１を加算（千円未満を切り捨て）	(1)　80 万円に、次の金額を加算した額 ア　移住者のみ世帯（世帯員全員が１年以上市外在住）　20 万円 イ　新婚世帯（婚姻１年未満）　10 万円 ウ　１５歳未満の子１人につき　10 万円 (2)　土地取得費用を除いた住宅取得費用の 10 分の１を乗じた額（千円未満を切り捨て） (3)　市分譲地・保留地価格に５分の１を乗じた額（千円未満を切り捨て）
補助要件	入居後、町内会等の地域活動に参加すること。　※その他、諸条件あり	
その他	本補助金は一時所得に該当しますが、確定申告における所定の手続きにより所得の算入から除外できる場合があります。詳しくは税務署にお問い合わせください。	
注意事項	補助事業が完了した日から３年未満の間に、他人への貸与、売却、転居、転出又は取り壊し等の理由により住宅へ居住しなくなったときは補助金を返還いただきます。また、返還が発生した場合、当該補助金を受領した日から返還する日までの日数に応じ、年 10.95%の加算金が発生しますので申請にあたってはよくご検討ください。 【例】100 万円交付を受けた方が受領から１年後に三原市から転出した場合 補助金返還額：100 万円　加算金額：約 11 万円	
フラット 35	本補助金とセットで【フラット 35】地域連携型を利用できます。 ★【フラット３５】地域連携型とは、子育て世帯や地方移住者等に対する積極的な取組を行う三原市と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する三原市による補助金交付などの財政的支援とあわせて、【フラット３５】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。 ※　詳しくは、フラット 35 ホームページをご確認ください。	

【お問い合わせ先】三原市地域政策部地域企画課
電話：0848-67-6011　　Email：chiikikikaku@city.mihara.hiroshima.jp
※申請書は、本庁及び各支所の窓口に準備しております。
また市のホームページからもダウンロードできます。

移住世帯で最高額（100万円）となるケース

（例）

・**新婚世帯・Uターン世帯**に該当し、**15歳未満の子どもが3人**いる人

・**15歳未満の子どもが5人**いる人

⇒　R7年度交付実績（29件）

平均値　672,414円　　中央値　700,000円

定住世帯で最高額（100万円）となるケース

（例）

・**15歳未満の子どもが2人**いて、

三原西部住宅団地（あやめヶ丘）の**土地を2区画購入**した人

・**夫婦ともに移住者（移住者のみ世帯）**で、

東本通地区の区画整理地内の住宅地(保留地)（価格1,000万以上）を購入した人

⇒　R7年度交付実績（2件）

平均値　791,000円　　中央値　791,000円

就労・移住定住支援事業補助金（事業の自己評価「１」の参考資料）

「移住支援金（移住者への加算）」は、領収書等を集めて申請する必要がある。



三原市就労・移住定住支援事業補助金のご案内



保健福祉分野における人材の確保と移住定住の促進を目的に、
市内の医療・介護・福祉・幼稚園・保育園等で新たに就労される方に
補助金を交付します。

対象者

以下のすべてを満たす者
(1) 教育保育等施設において保育等専門職(A)又は医療介護等施設において、介護等専門職(B)
もしくは医療等専門職(C)の常勤職員として新規就労する者
(A) 保育士、幼稚園教諭（保育教諭を含む）
(B) 介護福祉士、介護福祉士実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者
(C) 保健師、助産師、看護師、准看護師
(2) 令和８年４月１日～令和９年３月31日の間に新規就労した者
(3) 住宅が市内にあり、住民登録がなされている者
(4) マイナンバーカードを取得している者
(5) 地域活動に参加している者

就労奨励金

定額：20万円を支給
※新規就労前に市内の教育保育等施設又は医療介護等施設において、常勤職員として勤務していた場合は、直近の退職した日から２年を経過していること。

移住者への加算！

移住支援金

※移住者の場合は、就労奨励金に移住支援金を加算。（移住者でない場合は、就労奨励金のみ支給）

市外からの移住者（令和８年１月１日～令和９年３月31日の間に転入した者）であれば、
以下の対象経費に対して、上限最大：46万円を支給

＜対象経費＞
(1) 引越費用（上限10万円）
補助対象期間中（令和８年１月１日～令和９年３月31日）に支払った引越費用
(2) 家賃（上限24万円）
補助対象期間中に支払った家賃から住宅手当を引いた額（上限月額４万円）に居住月数（上限６か月を乗じて得た額
(3) 養育費（上限12万円）
月額２万円に養育月数（上限６か月）を乗じて得た額
※養育している子ども（18歳に達する日以後の最初の３月31日までにある子ども）がいる世帯

申請受付は、令和 9 年 3 月31日(水)まで
※申請には、対象経費を支払ったことが証明できる領収書等が必要です。
※詳細な要件や補助申請に必要な書類は、市ホームページ等に掲載しています。

【注意事項】
補助金交付日から３年未満の間に、市外に転出したときや、就労開始日から１年未満の間に辞職したときは補助金を返還いただきます。また、返還が発生した場合、当該補助金を受領した日から返還する日までの日数に応じ、年10.95%の加算金が発生しますので、申請にあたってはよくご検討ください。
＜例＞46万円の補助金を受けた方が、受領から１年後に三原市から転出した場合
補助金返還額：46万円　加算金額：約5万円　合計：51万円（返還が必要な金額）

【問い合わせ先】
三原市地域政策部地域企画課
電話：0848-67-6011

市ホームページの情報 →

移住支援金が最高額（46万円）となるケース

（例）

次の３つをすべて満たす人

(1) **引越費用が10万円以上**

(2) 申請時に、1月以降に**月4万円以上の家賃を6か月支払っている**
（支払った家賃から**住宅手当を差し引いた金額**で計算）

(3) **子どもを1人以上養育している**

⇒ R7年度交付実績（18件のうち6件）

平均値　230,524円　　中央値　191,621円

「引越費用」、「家賃」を対象経費とする場合の必要書類

（例）

【引越費用】
・見積書のコピー　＋　通帳のコピー　など

【家賃】
・賃貸借契約書のコピー
・クレジットカードの支払明細書のコピー（毎月分）
・**勤務先で住宅手当をもらっていない（もらっている）ことの証明書**